

事 務 連 絡
令和 2 年 4 月 27 日

各都道府県

配偶者暴力相談支援センター主管部（局） 御中

内閣府男女共同参画局推進課
暴 力 対 策 推 進 室

配偶者からの暴力を理由とした避難事例における
特別定額給付金関係事務処理の運用について

平素から、配偶者からの暴力の防止及び被害者支援に関する業務について、御理解と御協力を賜り感謝申し上げます。

今般、「配偶者からの暴力を理由とした避難事例における特別定額給付金関係事務処理について」（令和 2 年 4 月 22 日付け内閣府男女共同参画局推進課暴力対策推進室事務連絡。以下「4 月 22 日付け事務連絡」という。）を発出したところですが、同事務連絡において定められている「特別定額給付金用配偶者暴力被害申出受理確認書」（以下「DV被害申出確認書」という。）の発行につき、「配偶者からの暴力を理由とした避難事例における特別定額給付金関係事務処理の運用について」（令和 2 年 4 月 27 日付け総務省自治行政局地域政策課特別定額給付金室事務連絡）も踏まえ、下記のとおり一部の取扱いを変更しますので、「DV被害申出確認書」の発行に当たっては、遺漏の無いよう配意願います。

配偶者暴力相談支援センター主管部（局）におかれましては、下記事項に留意していただくとともに、配偶者暴力相談支援センター、男女共同参画センター等関係機関及び管内の市町村（特別区含む。）にも周知いただきますよう、お願いいたします。

なお、厚生労働省子ども家庭局家庭福祉課から各都道府県婦人保護事業担当課及び各都道府県・指定都市・中核市・母子生活支援施設担当課宛て、事務連絡が発出されることを申し添えます。

記

4 月 22 日付け事務連絡においては、DV被害申出確認書の発行機関を婦人相談所以外の配偶者暴力対応機関（配偶者暴力相談支援センター、福祉事務所及び市町村における配偶者暴力相談支援担当部署）に限った運用としていたところ、同確認書の迅速かつ配偶者からの暴力の被害者のニーズに応じた発行を可能とするため、配偶者暴力相談支援担当部署のほか、行政機関と連携してDV被害者支援業務を行っている民間支援団体（婦人保護事業委託団体、地域DV協議会参加団体、補助金等交付団体）についても、別紙様式により同確認書の発行ができることといたしますので、その旨民間支援団体に対して周知いただきますよう、お願いいたします。

上記民間支援団体が発行する同確認書については、市町村の特別定額給付金担当に対して行われる事前申出に添付されることとなることから、同担当より同確認書が発行した当該民間支援団体に関する問い合わせがあり得ますので、ご留意願います。

また、平成31年3月以前に配偶者からの暴力を理由に避難をした者であっても、離婚協議継続につき、住民基本台帳上配偶者と同一世帯に属しているなどの事情により、当該避難者の現在の居住地の住民基本台帳への登録が完了していない場合等もあることから、配偶者暴力対応機関においては、平成31年3月以前の配偶者からの暴力による避難事例に関しても、公的機関や民間支援団体による直接的支援（保護又は面談）の事実が確認できた際には、当該避難者の置かれた状況に配慮しつつ、同確認書を速やかに発行いただくとともに、民間支援団体においても同様の取扱いがなされるよう、周知願います。